

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特例給付支給事由消滅処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和 2 年 9 月 9 日付けで行った児童手当法（以下「法」という。）による特例給付支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は必ずしも明らかではないが、おおむね以下のことから、本件処分の違法、不当を主張しているものと解される。

夫が医療にかかり、ギャンブル依存症の診断が降りたため、手当の受給資格が夫に移ると、夫は手当をギャンブルに充ててしまうので、請求人は受給資格を妻（請求人）に移す裁決を求めている。そして、請求人によると、夫がギャンブル依存症の場合、妻の収入が夫と比べて低くても、妻の口座に手当を振り込んでもらえるという言質を、〇〇会が国会でとっているが、請求人が担当職員にこの事実を伝えたところ、ギャンブル依存症を理由に、受給資格の変更は難しいとの回答を受けたため、国会での言質と、

〇〇区の判断が異なるので、今回の支給事由消滅の処分は不当であると主張している。

さらに、子が父により監護されていないから支給事由の消滅要件に当たる法4条3項には該当せず、子の監護者指定調停中及び婚姻費用分担請求調停中であり、父の収入は本件児童の生計を維持する程度の高いものではなく、住民票の記載は実態を反映していないと主張している。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4 年 5 月 6 日	諮問
令和 4 年 6 月 1 7 日	審議（第67回第2部会）
令和 4 年 7 月 2 9 日	審議（第68回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項1号によれば、手当の支給要件について、手当は、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものに支給するとされている。
- (2)ア 同条3項によれば、1項1号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が

当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすとしている。

イ 同条4項によれば、同条2項及び3項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすとしている。

「児童手当法の一部を改正する法律等の施行について」（平成24年3月31日付雇児発0331第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）第2・1・(6)は、同条4項について、「すなわち、離婚し、又は離婚協議中である父母が別居しているような場合、当該父母は生計を同じくしないものと考えられ、このような場合は、児童と同居している者が日常生活の主権者と認められることから、当該同居している者を支給要件に該当する者として取り扱うものであること。」としている。

(3) 法7条は、手当の支給要件に該当する者（4条1項1号から3号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないとしている。

- (4) 法 8 条は、1 項で市町村長は前条の認定をした一般受給資格者及び施設等受給資格者（以下「受給資格者」という。）に対し手当を支給するとし、2 項で手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるとしている。
- (5) 児童手当法施行規則（以下「規則」という。）7 条 1 項によれば、手当の受給者は、手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、市町村長に届け出なければならないとされている。そして、規則 10 条によれば、市町村長は、手当の受給資格に関する処分を行ったときは、文書で、その内容を手当の受給者に通知しなければならないとされている。
- (6) 局長通知第 2・1・(4)によれば、父及び母のいずれを当該児童の生計を維持する程度が高いものであるとするかについては、父母の所得の状況に加え、住民票上の取扱い、健康保険の適用状況、住民税の扶養親族の取扱い等を確認のうえ、諸事情を総合的に考慮して、生計を維持する程度の高いものを判断すべきとされている。
- (7) 法附則 2 条 1 項は、当分の間、法 4 条に規定する要件に該当する者（法 5 条 1 項の規定により手当が支給されない者に限る。）に対し、市町村は所定の給付（特例給付）を行う旨規定し、同条 2 項は、特例給付は月を単位として支給するものとし、その額は、1 月につき、5 千円に同条 3 項において準用する法 7 条 1 項の認定を受けた受給資格に係る中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とすると規定している。

そして、法 7 条 1 項及び 8 条の各規定等は、法附則 2 条 3 項により特例給付に準用され、また、法施行令 7 条の規定により、手当の受給資格者は特例給付の受給資格者に読み替えるものと

されている。

- (8) なお、局長通知は、地方自治法 245 条の 4 に規定する技術的な助言であり、法の解釈運用指針として合理的なものと認められる。

2 これを本件についてみる。

- (1) 平成 31 年 2 月 21 日、請求人は処分庁に手当の認定請求書を提出し、請求人を受給者として、翌月から処分庁は本件給付の支給を開始した。
- (2) 処分庁は、令和 2 年 6 月 8 日、請求人に係る令和 2 年度児童手当・特例給付現況届の提出を受けて、請求人の所得が夫の所得と逆転していることを確認した。
- (3) 処分庁は、(2)について、上記 1・(6)及び法 4 条 3 項に基づき、住民票上の世帯主は夫であり、かつ夫の所得が請求人の所得を上回っているため、夫を「生計を維持する程度の高いもの」と判断した。そして、令和 2 年 5 月 31 日付けの受給者変更により本件給付の支給事由が消滅した旨を、請求人に通知するとともに、本件給付に係る手続等が必要であるとして、請求人及び夫に対し新たな児童手当認定請求書の様式を送付した。

請求人は具体的な DV の届出や、離婚の協議や住民票の世帯同一など、夫の単なる浪費癖だけでなく、監護養育をしていないなどを主張するが、本件処分後の令和 2 年 9 月 16 日に、担当職員は、請求人から、離婚前提の世帯分離や住民票の異動などの書類はなく、異動の書類は出ていない旨の内容の報告を電話で受けているとのことから、本件処分の時点では、請求人から処分庁に対し、上記の主張を裏付ける資料として、請求人が家計の主宰者として児童の養育を行っていると認められる実態を確認できる認定請求書や申立書等の提出がなされた事実についてまでは確認できない。

そして、本件処分時には、「離婚協議中である父母が別居しているような場合」（上記1・(2)・イ)に該当する事実は認められない。

そうすると、手当は、本来児童を監護し、かつ生計を同じくする父母のいずれかに支給される場所であるが（1・(1)及び(2)）、本件は、請求人から夫に本件児童の生計を維持する程度の高い者が交代することにより、請求人が本件給付に係る支給事由が消滅する事例であると判断するのが妥当である。

したがって、本件届出を受けた処分庁が、届出内容を審査した上で、請求人については、本件給付の支給事由が消滅したものと判断し、本件届出及び住民基本台帳の情報に基づき、支給事由が消滅した日を「令和2年5月31日」、受給事由消滅の理由を「受給者変更」とし、職権に基づく本件給付の支給事由消滅処理を行った本件処分は、上記1の法令等の定めに基づいてなされた適法かつ妥当なものであると認められ、これを違法又は不当とすることはできない。

- 3 請求人の主張は、要するに、手当の受給対象者は、収入の高低によることなく、ギャンブル依存症の配偶者である夫ではなく、引き続き請求人が受給対象者であるべきであり、ギャンブル依存症を理由とした支給変更を認めない本件処分は、違法、不当であるというものと解される。

しかし、本件処分が上記1の法令等の定めに基づいて適正に行われたことは上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

なお、請求人は、繰り返し〇〇会の国会発言を踏まえて、請求人を児童の生計を維持する程度の高いものと判断すべきである旨の主張をしている。しかしながら、上記2のとおり、本件処分が行われた時点においては、請求人の夫は「当該児童の生計を維持

する程度の高いもの」に認定できるため、請求人の主張には理由がない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、山口卓男、山本未来